

『宣教卿記』天正三年記紙背文書(二)

遠藤珠紀
宮崎肇
金子拓

はじめに

『早稲田大学図書館紀要』六六号～六九号において、一六世紀の公家中御門宣教の「宣教卿記」天正三年(一五七五)記・天正四年記の翻刻・紹介を行った(請求記号・文書一二 冊〇六三七・〇六三九)。本記の概要については前号までをご参照頂きたい。この「宣教卿記」は反故紙を翻し、紙背に記されている。本号では前号に続き、天正三年記後半の紙背文書(三二号～五九号)を紹介する。

紙背には書状・繪旨土代・口宣案土代などが用いられている。前々号までで紹介した通り、表の日記は書き直しや推敲も多く、清書本ではなく、日々に記された日記と推測される。天正三年記後半の紙背文書で年次が判明するところでは、天正三年のものが多く、ごく近い時期の紙を利用して日記を書いていたと推測される。

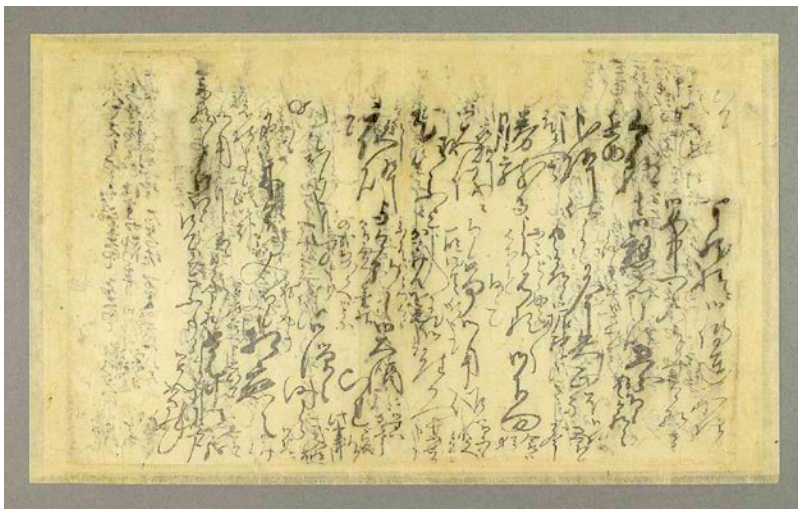
紙背文書に見える主な話題を紹介する。天正三年には宣教は正五位上右中弁、藏人であった。三一号・四〇号・五二号文書などは、天正三年記紙背の前半にも複数見えた織田信長の徳政関係の文書である。公家にとって当時大問

題だったことが窺われる。

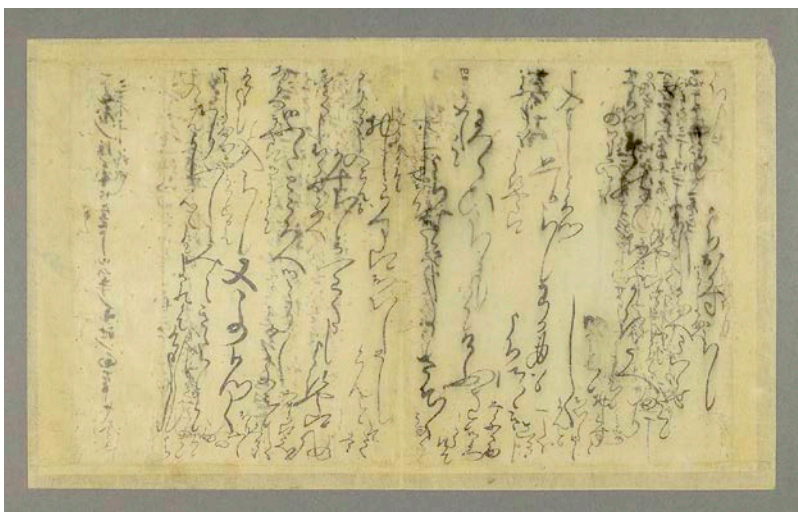
また四一号・四四号文書では積善院尊雅の権僧正所望の話題が見える。さらにその四四号、続く四五号文書では、常陸国水戸の国衆・江戸重通の但馬守任官に関わる口宣が調えられている。この時期、同国の天台宗僧侶と真言宗僧侶のあいだで、絹衣（素絹の衣）という略服を着することの是非を争う相論（絹衣相論）が起き、それが朝廷にも波及した（金子拓『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年参照）。天正三年八月四日には、同国の真言宗寺院・和光院の外護者である重通宛に諭旨（奉者は中御門宣教）が発給されている（願泉寺文書）。四四・四五号文書は、絹衣相論に關わって、正親町天皇に近い高僧の尊雅（積善院は聖護院の院家）が間に立ち、キーパーソンである重通の但馬守任官（天正三年八月四日付）の所望を計らったものであるうか。

「宣教卿記」紙背から特徴的な書き方が窺われるものもある。例えば三三三号文書は「定吉」から勸修寺家の家中とみられる土佐に宛てて材木の調達を依頼している。推敲の跡も多く、土代と推測されるが、筆跡は宣教のものであり、宣教が少なくとも文案を作成して家人の名義で出させたのであろう。五六号藤氏長者宣土代（宿院目代島田久家奉書）も同様に、南曹弁宣教の仰せを受けて家人が出す形の文書であるが、やはり筆跡は宣教本人である。

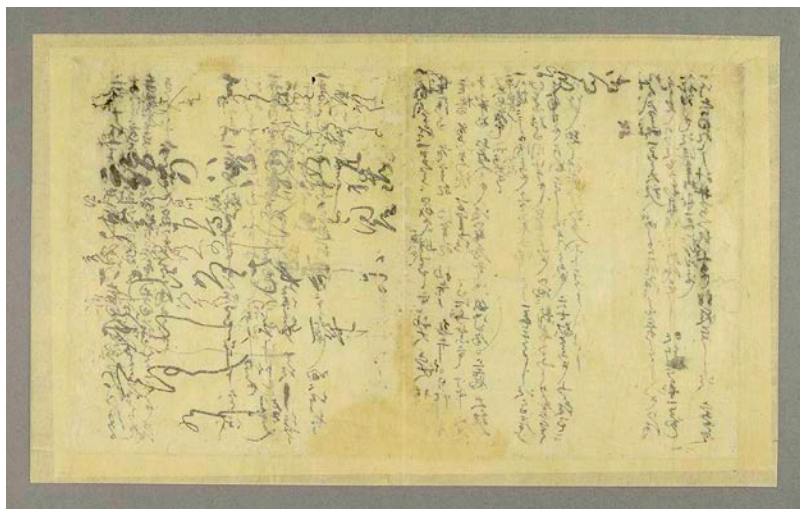
このほか紙背には、仮名消息、女房奉書が多数残されている。このうち三四号文書（図版1）は、本文に加え、袖、上段、下段、中段と紙いっぱい文字が散らされている。四三三号文書（図版3）は、紙を縦長に用い、真ん中で折って折紙のようにして用いている。三八号文書（図版2）は、冒頭、「その、ち」が紙の端の方から斜めに進み、「わつらひ」が一行目より高い位置から斜めに進み、また「物しらす」と高い位置に戻る。通常であれば、散らし書きの紙目は、袖にややゆとりを持って高い位置から書き始めて、斜めに進んでいく。三八号文書のような書き方は、二紙目、あるいは縦折紙の場合に見られる書き方であろう。本文書はさらに袖に戻り行間を進んでいく、やや変則的な返しとなっている。こうした仮名消息の書き方も注目される。



図版 1 (34 某書状)



図版 2 (38 某書状)



図版 3 (43 某書状)

【凡例】

- ・ 文書は、日記表紙の紙背を一として通し番号を付した。本稿では三一より五九までを収める。適宜文書名を示した。
- ・ 用紙のうち通常の縦紙以外は（折紙）等として、その形状を記した。
- ・ 文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文が、端、端上などに続く場合は適宜／で移動を示した。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・ 欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。判読不能の文字は☒とした。
- ・ 抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。
- ・ 本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「（ ）」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。そのほか必要に応じて※を付して按文を示した。
- ・ 本文以外の部分は、その位置に従って（端裏書）等と傍注し、「」を以って括った。封目は（切封墨引）（捻封墨引）等と示した。
- ・ 勘返は、その記された箇所に*を付し、書状の後に対応する*を付し勘返の内容を示した。

三一 村井貞勝下代連署状案（折紙）

中御門殿御借物・御沽却分・不知行以下之儀、可被相尋候条、明日井所^村へ可被罷出候、恐々謹言、

天正三

卯月十二日

宮木

賢祐判

村井新七

名乘

村井又兵衛

（良政）
名乘

落合平兵衛

（親意）
名乘

（徳）
宮齋

（英林）
名乘

繁田殿

下京

丹波屋殿

東寺

寿清

「竹村信濃殿」

小嶋殿(折紙見返書)

原田殿

沼田勘由(解脫)左衛門殿

雜掌

各

御中

案文

三二 中御門宣教書狀中院通勝勸返

遙久不申通、不斷御床敷存計候、將又*1今夕なすひの色汁*2ニ可仕候、食被持候ハ、可為祝着候、為其一筆申入候、さしたる*3き無御座候ま、申入候事も乍如何、余*4に御疎遠之事候間、申事若御指合*5なと御座候ハ、後日ニ可申入候、庭上*6のあつさ此辺計候かと存候て、迷惑候、猶以參而可得御意候、必々夕かたすこし精進の子細候*7□光義期存候、かしく、□御かんし□御報此者ニ可示給候、かしく、

〔中院通勝勸返〕

尊答

通勝

〔捻封墨引〕

〔通勝〕

中院殿 人々申給へ

宣教

*1「へ」

* 2 「へ如仰候、」

* 3 「可然候、」

* 4 「へ」

* 5 「心得存候、」

* 6 「あまり候、」

* 7 「へ心外事候、」

* 8 「へ同前候、殊に徒然さへ打そへて迷惑候、」

三三 定吉書状土代（折紙）

材木

態一筆申候、仍勤修寺殿御さいも〔本所被仰之〕□早々〔可〕○被出候〔之由披露給候へハ一語祝意之由候、〕て可然存候、〔可〕迎の御事に今明日中ニ必々可然存候、恐々謹言〔可〕

四日

定吉

土佐殿

※中御門宣教筆。

三四 某書状

今朝者御懇志之段、過分存候、沈酔仕候て、于今失正躰候、勝龍寺よりはるく御下向、御大儀ニ存候、如何御用候哉、尤以參上申入度御座候へ共、夜酔与今朝も御大酒ニひれ□□候ており申事候、御隙之時分必々来義待入存候、相応之

御用可仰蒙候、(宗統、前小路式部)是斎様へもよきほとにて候て、なに事も／可然様ニ御伝達所仰候、御女中へものこらす今朝者／□□

ひて□□御礼□□かし□□委曲□□入度候へ共□□夜酔□□頭□□今朝之□□候□□の事も□□念比候事候、此御報
ニ可示給候、／返々今朝之御使過分候、于今食ハ猶なにもたへ候ハてふせり申して御すいりやう被成候へく候、此書
中之式入道殿へ御めニ御かけ候て候ハ、／よき事先々一ふて、返々今朝之御振舞ハあふとうふとのちか／存候て、
一段満足仕候事候、少もけんを多申候ハ、参候てひとつくたさるへく候、書状の式おの／御とに御かけきれまい
らせ候、猶々御返事待入申候、御女房衆へ申候、多ひて申され候よしくり返し御めんなされ候へく候、

三五 中御門宣教書状土代

昨日者しこういたし、かたしけなくそんし候、(正觀町天皇)上さまへの御れいのかね、あしきよしおほせくたされ候、すなハちこ
めやにてうり候て、御ようのかたへつかハされ候へく候、御つほねさまへの御れいの事申候へとも、いかにもことな
り候ハぬよし申候て、めいわくかり申事候、四文めのふんわれ／にくれ申候ま、／四文めの分わたし申候、この
物に給候へく候、／なを御まへから○以下書カズ、

三六 中御門宣教書状土代

ひとひよりのちハかきたへ、御うと／しく思ひまいらせ候、一日御でもしさま御入候て、かす／御うれし
く○以下書カズ、

三七 中御門宣教詠草

(彌路)
「天正三三七七」

織女契久

(中御門)
宣教

「八」

伊久年もかハラぬ秋を七夕の

つきぬ契りと猶むすふらん

たまさかにけふのこよひの契をや

千夜を一夜とたのむ七夕

※「梶井殿」「七月七日同詠織女契久和歌」「梶井」「伊久年もかハラぬ秋を七夕のつきぬちきりをなをむすふらん」「秋を七夕の」「梶井宮」等の習書あり。

三八 某書状

その、ちハかきたへ、御うとくしく思ひまいらせ候、わか身もうちつ、きわつらひまいらせ候て、けふをうちすき申事候、さそく物しらすにおほしめし候ハんと、かすくめいわく申候、よきやうに御ふたところへ御とりなしたのミく入まいらせ候、又このもつくおりふしにみえきたり候ま、／うちおかすまいらせ候、御かもしさまへまいらせたく候、よきやうに御とりなしにて、たまハリ／まいらせ候□かり候つるま、□よろつの御れいとも申入候し、よろつなに事もよきやうに御とりなし候て□せめて□に文にてなりとも申入候ハんお、めいわく申候、むらゐとのへしかるへきやうに御申候て給候へく候、御かもしさまへもやかてまいり候て、申入候ハんよし、御心え

候て、申され候て給候へく候、あなかしく、／さそく物しらすとおほしめし候ハんと、一しほめいわく申候、な
さま御ミつからにてこまくと□（頭房）めてたく又々申入候へく候、あまりにたへくしく候へとも、おりふし人の
たまはり候まゝ、うち／おかすまいらせ候、御かもしさまへやかて御申たのミ申候、

三九 某書状

（頭房）葉室殿御しやうはんニ参候への由、御言伝畏入存候、めしもたせ進之候、やかてく令参候、かしく、

（宣教）（捺封墨引）中御門様まいる申給へ

晴□

四〇 如心書下案

（宣教）〔生へ六□持申〕

中御門殿売券共之儀、只今進上可申候へ共、今度一乱失申候、○（宣教）何時によらず出来候共、可為ほうく候、若虚言申候者、
任御法度旨可^{（風カ）}匣御成敗候^{（風カ）}状如件、

丹渡□

（風カ）天正三年
卯月十六日 如心（花押影）

中御門殿御内

弥助殿 御申

壬生之内、朱雀在所之口ノ右京職、嗟哦え出申分にて候、任法度之旨、此方へ可納所候、早々指出可被出候、併貴殿
之手より書物已下、此者^{（急度）}二〇可被相渡候、かしく、

※中御門宣教筆。

四一 積善院尊雅書狀

先度懸御目申入候、愚僧僧正之事、当官ハ大僧都〔法部〕にて候、然者只今申入候ハ、権僧正之事にて候〔正親町天皇〕叡慮灌頂〔無尤〕從御局被仰候〔無尤〕心許候、度々御無心之申事にて候へ共、口宣之儀憑入度との事、自然御辞退之□計候候共、御等閑なきとは可承候、先度も以愚札／申候へ共、使申分候ハぬ哉らん、又ハ貴殿御沈酔之刻哉らん、しかく／と御返事不承候間、くわしく様躰此者に御返事承度候、尤以出京申候ハんつれ共、別行之子細候て、禁足にて候□書狀にて申入たく候、口宣之儀御使も候ましく候へ共、御調候て可給候、又日付ハ昨日朔日にも吉日を御覽候て書被下候、尚拝面之時旁御礼可申述候、かしく、かしく、

(捻封墨引) 中御門殿 尊雅

※尊雅は天正四年三月一八日付で法印になった。

四二 葉室頼房書狀

昨日者御返事本望之至候、仍久松けんをえ申候、り〔病力〕にハよるひるに廿五とほり候御申候しうへ申候、今□けてくひ申候、御心安おほしめし候へく候、此事富人〔是前 富小給氏直〕へも御申候て可給候、左道之至候へ共、松たけ十本富人へ進候、御心え候て御申頼入申候、御くすりハ御しんしやくのよし、うけ給候、／とても御事に御くすりの事、やうしやうにのませたく候、りにとまり候やうに申／候て可給候、返々頼入事候、何もくふと參候て御礼可申候、以上、尚々十

にて候、いもしへまいらせ候、御申候へく候、重々謹言、

〔(端裏上書)〕 中御門殿

〔(兼室)〕 頼房

〔(捺封墨引)〕

四三 大炊御門経頼書状 (縦折紙)

尚々返々御やくそく候ハ、さうく待そんし候、猶早々に隙入候共ゆふはさらに同道申度候、白川(雅朝七)従も
ちとく光儀候て、御物語候へのよし、いつれもく待そんし候、いそき候へく候、

夜前は御物語祝着二候、然者下辺へ之儀、只今同道可申候、如何候、此返事に承候へく候、いそき一筆、恐々謹言、

九月四日

〔(折紙見返書)〕
〔(切封墨引)〕

〔(宣教)〕 中御門殿まいる

〔(大炊御門)〕 経頼

四四 積善院尊雅書状

猶々、口 宣之儀可然様に、急度頼入存候、

其後者久不懸御目、朝暮御床敷令存候、先度内々申候つる権僧正之事、叡慮ハ兼申入候、可(容力)御許様候条、

尚(重通) 〔(重通)〕 従江戸口宣之儀今日中に遊給候者、尤以畏可存候、不然者何も今日之日付ニ被遊候て可給候、御礼之儀何様

当時之筋、急度可申入候、一笑く、若王子に自先日居申之間、与風思食立、御物語あるへく候、あなかしく、

八月廿四日

尊雅

『宣教卿記』天正三年記紙背文書 (二)

一 (端裏)

八廿四

一 (上書)
〔捻封墨引〕

(中御門宣教)
中御様まいる 申給へ

尊雅〔一〕

四五 中御門宣教書状土代(折紙)

此間者御床敷存候、仍御権頂何比候にて御座候哉、仍重々□□宣相調進入申候、

叡慮無別義之由候、但馬殿望之間如此候、御礼者急度可被仰付候、猶御出京之時可申入候、恐々謹言、

三日

(中御門)
宣教〔一〕

(折紙見返書)
積泉殿様、御宿所

※江戸重通、任但馬守は天正三年八月四日付。絹衣相論関係か。

四六 万松寺開闔請文案

今度御書物之義申入候処、種々出賢請、懇望申候へハ、則相調被下候、過分至極存候、我々門中少も無造乱申乱候(行間)「事於有之、何時も拙者可有御成敗候、為念沙□□伝かけ申度□□仍状如件、」事候、守□□覺悟候、向後違乱□□候ハ、何時成共、可□□御成敗候、為其請文之状如件、

万松寺

四月廿八日

(開闔)
閻閻判

(宣教)
中御門殿様

御雜掌

四七 葉室頼房書状

此間者色々御きもいり申計なく存候、仍久松ハ今夜しよやのせんこにすぎ申候、中々申ハかりなく候、われ
[] あし御や [] 御やうなく、いとけなき事申やうなく候、〔是齋、富小路氏直〕 富入へも此間者色々御ちそう、中々申つくしかた
候、／いつれもくふと参候て、御礼可申候、ついにはらけ [] ほとも申やうこれなく候、御わもし
候へく候、かしく、

(捻封墨引) 中御門殿 (宣教) 頼房 (葉室)

四八 葉室頼房書状 (折紙)

返々、かほ・てあしおもはれ候まゝ、のかた御かけん候て可給候、御くすりの事、／たふん御申候て可給候、いさ、
かハ山科上へ御申 [] 候まゝ、たんかう候へく候、

今日くすり給候、思ひまいらせ候へは、御しんしやくの申 [] なく候、いんしんかなわ [] け少もくいねか
ハリ候ハて、めもしいてきかね候て、おそなわり申候、たゝいてきほうたいにいんしん申候、ぬしのやうたいは、な
をくミ、御入候、ちとてあしおもはれ申候、〔折紙見返書〕 もちとくくひ申候、かほも、てあしもすこしはれ申候、御
かけん候て、御くすりの事たのミ入申候、やくたい、御うけらいにて、明日山科〔宣経〕よりひんき御入候まゝ、 [] 御ね
ん [] へちのくすり [] 申其 [] の御 [] にて候まゝ、なをくたのミ入申候、かしく、

(切封墨引)

中御門殿 (宣教) 頼房 (葉室)

四九 中御門宣教書状土代

昨日者參、殊外沈醉仕候、仍御母御局より人ヲ入、御祝着候、然者青侍一人、頼覚しめし□□中納言可□□之由

□□從夕方申請度之由候、宣教も同前二頼存候、あをりハ入不申候、乍御無心頼入存候、次二申入之○以下書

五〇 洛中洛外尻切公事・面公事代官職補任状土代

洛中洛外尻切公事・同面之公事代官職事、花立茶屋原田与七郎・同母兩人永代申付訖、然者公用錢毎月米判升壹斗充可上之、於無沙汰者、毎月五和利之加利平可納所、猶難決之時者代官職改之、直二可申付候、仍状如件、

中御門家雜掌

天正三年七月廿九日

久家(高世)花押

原田与七郎とのへ

同母へ

五一 大炊御門経頼書状(折紙)

猶返々今日隙候ハす者、明日なり共たのミ申候、／いつれもく御返事待申候く、将亦けんさんの□りふし申
たきやうにて、ちとく伯例所まで待申候也、いそき一ふて、
(雅明王)

其以後ハ御床敷候、然者ちか比之無心之申事ながら、すこしの□うりう、二条辺までこしやうしなし給候ハ者、祝着可申候、頼二まいらせ候、猶面折節可申候、恐々謹言、

廿日
経頼(大炊御門)

〔折紙見返上書〕

〔切封墨引〕

〔中御門宣教〕
中文弁殿

経

五二 村井貞勝下代連署書状案（折紙）

鴻臚館地沼田殿催促之由、村井殿御使衆折紙被付之由候、むかしよりこうろくわんの地にて、ぬまた殿も中御門殿も

〔^{（宣教）}ぬんし〕ぬ地を、今新催促にてハ不可然、今度奇破の目六候、庭田殿より朱雀巷所、沼田殿持候由お被申付候、其儀

者、上様より御給田分ニ御てんあい候ハす候、中御門殿分にて候、御公家中江被參候、御知行めしをかるへきと

〔^{（織田信長）}ぬんし〕ぬ地を、今新催促にてハ不可然、今度奇破の目六候、庭田殿より朱雀巷所、沼田殿持候由お被申付候、其儀

て候、御酒屋□□分もまいらせ候、い、か、にて被相尋候哉、猶以不審候ハ、上様御てんをあハれ候旨、百性衆可

被物見候、朱雀巷所右京職分者、庭田殿色（^{（疑）}）われ候間敷□儀仰出候間、惟住五郎（^{（丹羽長秀）}）左衛門使申之儀ハ、有様□□年々中御

門殿・□□殿取沙汰被召出候分之事、急廻有□□給□□分□□儀、沼田殿・中御門殿被仰儀候ハ、□儀ハ不存事候、恐々

謹言、
天正三
十一月廿三日

山内判
〔^{（兼哲）}〕
宮木判

朱雀巷所右京職

百性中

五三 正親町天皇女房奉書

世上日てりのよし申候ま、しよ寺しよしやへ雨の御いのりの御事をおほせ事候へ、みいてらのかたへハ、いつもと、

『宣教卿記』天正三年記紙背文書（一）

き候ハぬけに御いり候ま、よくと、き候やうにおほせ事／候へと申との御事にて候、よく／おほせ事候へく候、御いそき候て、おほせられ候へく候、かしく、

(捻封墨引)

(中御門宣教)
なかの御かとのへ

※天正三年六月、諸寺諸社に祈雨の沙汰あり。これに関するものか。

五四 中御門宣教書状土代 (折紙)

昨日はしこういたし、かたしけなくそ〇し候、〔 〕より文かやうに〔葉・飛かたまでいたし申候、御かてんにて候ハ、めしつれ候て參可申候や、御返事くわしくうけ給候へく候、それしたいにかズ。以下書

五五 某書状 (折紙)

あすとくくたり候ま、御しあん候てなり候ハ、／いかにもふんこつ候て、御と、のへ候て、まいらせられ候へかし、たのミくおほしめし候、三色など〔 〕はぬ事にて候、いつそや御くたりのおりふし御と、のへ候て、まいらせられ候ハ、ミなこなたに／候ま、〔 〕へしまいらせ申候、かへすく御おんミつにて御と、のへ候て、まいらせられ候ハ、御うれしくおほえ候、さやう二候ハ、御れぬ可申〔 〕からに〔 〕り〔 〕候〔 〕事給候へく候〔 〕候はすハ、一日のかき物この人に給候へく候、

一日ハ御まいり候て、御うれしくおほしめし候、御ひまのおりふしハ、さひく御まいり候は、畏入候へく候、又一日御申候事、三色なからと、のほりまいらせ候はねハ、いりまいらせ候はぬ御事にて候、かたく御きんせい〔 〕の事にて候ハ、そなたの御こゝろへにてハなりまいらせ候ましく候や、すこしもけたい候ましき御事にて候、日つけ

などを□□かに候てハ、なりまいらせ候ましく候や、いかやうにもたのミおほしめしたく候、かしく、

(切封墨引)

より

中の御かと殿

□

申□□

五六 藤氏長者宣士代

当季祭礼之儀付而上卿参行之事、伺申入候処、此慶之儀者□付_(中御門宣教)冨家之_(中御門宣教)因、南曹弁殿御奉行所候□恐々_(也)謹言、

十一月十五日

左近将監久家

謹上 春日正預殿

※中御門宣教筆。

五七 某書状

申 繪旨、いまの間ニ御調候て可給候、待申候、いやとの事候ハ、別人ニ可申候、待申間早々可給候、謹言、

(捻封墨引)

中御

大

五八 某書状

(捻封墨引)

中御

申給へ

□□

『宣教卿記』天正三年記紙背文書(二)

返々今一つ名をあそハし候て／可給候、かしく、

此 繪旨道号をあそハし候て可給候、名ハイヤにて候よし申候間、調御なをし候て可給候、

御下候間、

五九 口宣案封紙（宿紙）

一 （正書）
□□□（中御目） 御坊 右中弁宣教

（えんどう たまき 東京大学史料編纂所准教授）

（みやざき はじめ 東京大学史料編纂所特任研究員）

（かねこ ひらく 東京大学史料編纂所教授）